

諸外国の性犯罪規定の概要（「暴行」・「脅迫」,
「心神喪失」・「抗拒不能」を要件とする規定,
相手方が性的行為に同意していないことを要件
とする規定）

（注1）本資料は、性犯罪に関する刑事法検討会において配布した資料8「諸外国の性犯罪関連規定」等を基に整理したものである。

（注2）本資料は、主として我が国の「性交等」に相当する行為に係る規定を取り上げたものである。

1 アメリカ・ミシガン州

(1) 「強制又は抑圧」を要件とする性犯罪規定

○ 第三級性犯罪

他人に性的挿入（注1）を行った場合で、性的挿入を成し遂げるために強制又は抑圧（注2）を用いた場合（同法第750.520d条(1)(b)）。

○ 第一級性犯罪

他人に性的挿入を行った場合で、以下のいずれかの事情が存在する場合。

- ・ 行為者が一人以上の他人によって幫助又は教唆され、行為者が性的挿入を成し遂げるために強制又は抑圧（注2）を用いたこと（同法第750.520b条(1)(d)(ii)）。
- ・ 行為者が銃器、又は相手方をして銃器であると合理的に信じさせる態様で用いられる若しくは形成された物品を装備していること（同項(e)）。
- ・ 行為者が相手方に身体傷害を負わせ、性的挿入を成し遂げるために強制又は抑圧を用いたこと（同項(f)）。

(2) 相手方が精神的・心神喪失者、物理的・心神喪失者又は身体的無力であることを要件とする性犯罪規定

○ 第三級性犯罪

他人に性的挿入を行った場合で、行為者が、相手方が（精神的）心神喪失者（注3）、（物理的）心神喪失者（注4）若しくは身体的無力である者（注5）であることを知り、又は知るべき理由があること（同法第750.520d条(1)(c)）。

○ 第一級性犯罪

他人に性的挿入を行った場合で、以下のいずれかの事情が存在する場合。

- ・ 行為者が一人以上の他人によって幫助又は教唆され、行為者が、相手方が（精神的）心神喪失者、（物理的）心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知り、又は知るべき理由があること（同法第750.520b条(1)(d)(i)）。
- ・ 行為者が相手方に身体傷害を負わせ、行為者が、相手方が（精神的）心神喪失者、（物理的）心神喪失者若しくは身体的無力である者であることを知り、又は知るべき理由があること（同項(g)）。

(3) 相手方の同意がないことのみを要件とする性犯罪規定

ミシガン州刑法では、相手方が性的行為に同意していないことのみを成立要件とする性犯罪規定は設けられていない。

(注1) 性的挿入とは、性行為、クニニリングス、口淫、肛門性交、又は、たとえわずかであれ、人の体の一部若しくは物による他の人の体の性器若しくは肛門の開口部への侵入をいい、射精を伴うことは求められない（同法第750.520a条(r)）。

(注2) 「強制又は抑圧」とは、以下に限られないが、以下の全ての状況を含む（同法第750.520b条第1項(f)）。

- 行為者が物理的暴力又は暴行の現実の行使によって相手方を屈服させたとき。
- 行為者が、相手方に対する強制又は暴力の行使による脅迫によって服従させるために相手方を抑圧し、かつ、相手方が行為者がこのような脅迫を実行する能力を現に有すると信じたとき。
- 行為者が将来相手方又は第三者に対して報復する（物理的制裁、誘拐、恐喝を含む。）と脅迫することによって服従させるため、相手方を抑圧し、かつ、相手方が行為者がこのような脅迫を実行する能力があると信じたとき。

- 行為者が、医学的に非倫理的若しくは容認できないと認知されている態様若しくは目的で相手方の医療措置又は医療検査に従事しているとき。
- 行為者が、秘匿を通して、又は不意打ちの要素によって、相手方を屈服できるとき。
- (注3)「(精神的)心神喪失者」とは、一時的又は恒久的にその行動の性質を評価することができないことをもたらす精神疾患又は精神欠陥を患うものをいう(同法第750.520a条(j))。
- (注4)「(物理的)心神喪失者」とは、薬物、麻酔、その他その者の同意なく投与された物質のため、又はその者の同意なくその者に対して行われたその他の行為のため、一時的にその行動を評価又は制御することができないとされるものをいう(同条(k))。
- (注5)「身体的無力」とは、無意識、睡眠、その他の理由により身体的に行為に自発的に対処できないものをいう(同条(m))。

(参考) 上記各罪の法定刑は、以下のとおりである。

- 第一級性犯罪
 - ① 17歳以上の者による13歳未満の者に対する違反は、無期拘禁刑又は25年以上の有期拘禁刑(同法第750.520b条(2)(b))及び終身電子監視(同項(d))。
 - ② 18歳以上の者による13歳未満の者に対する違反で、行為者が、過去に、13歳未満の者に対する第一級性犯罪(第520b条)、第二級性犯罪(第520c条)、第三級性犯罪(第520d条)、第四級性犯罪(第520e条)若しくは性犯罪目的による暴行(第520g条)により、又は13歳未満の者に対する第一級性犯罪(第520b条)、第二級性犯罪(第520c条)、第三級性犯罪(第520d条)、第四級性犯罪(第520e条)若しくは性犯罪目的による暴行(第520g条)に実質的に相当する連邦、他の州若しくは政治区の法令違反により、有罪に処せられた者は、終身刑(仮釈放なし)(同法第750.520b条(2)(c))。
 - ③ ①及び②を除き、無期拘禁刑又は有期拘禁刑及び終身電子監視(同項(a), (d))。
- 第三級性犯罪(同法第750.520d条(2))
15年以下の拘禁刑。

2 アメリカ・ニューヨーク州

(1) 相手方の同意の欠如が生ずる事情を定めた規定

ニューヨーク州刑法では、「性的行為（注6）が相手方の同意なくして行われたこと」が全ての性犯罪の要件とされているところ（同法第130.05条第1項）、相手方の同意の欠如が生ずる事情として、

- 強制的強要（注7）
- 同意する能力がないこと（注8）
- 性的虐待又は強制的接触の罪（注9）の場合において、相手方が、行為者の当該行為に対して、明示又は黙示に同意することができないあらゆる事情
- 第三級強姦罪又は第三級犯罪的性的行為罪の場合において、性交、口淫若しくは肛門性交時に、相手方がかかる行為に同意しないことを明確に表明し、かつ、合理的な人物が、当該行為者の立場に置かれたとしたならば、四囲の事情の下で、当該相手方の言動が同意の欠如の表明と理解したであろうときの事情が定められている（同条第2項）。

(2) 「同意しないことを明確に表明したこと」を同意の欠如が生ずる事情とする性犯罪規定

○ 第三級強姦罪

他人が、性交時に当該行為に同意しないことを明確に表明しており、かつ、合理的な人物が、当該行為者の立場に置かれたとしたならば、四囲の事情の下で、当該他人の言動が同意の欠如の表明と理解したであろうときの事情が認められる場合において、当該他人と性交した場合（法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑）（同法第130.25条第1項第3号、同法第130.05条第2項(d)）

○ 第三級犯罪的性的行為罪

他人が、口淫又は肛門性交時に当該行為に同意しないことを明確に表明しており、かつ、合理的な人物が、当該行為者の立場に置かれたとしたならば、四囲の事情の下で、当該他人の言動が同意の欠如の表明と理解したであろうときの事情が認められる場合において、当該他人と口淫又は肛門性交した場合（法定刑は、1年6月以上4年以下の拘禁刑）（同法第130.40条第1項第3号、同法第130.05条第2項(d)）

(3) 「強制的強要」を同意の欠如が生ずる事情とする性犯罪規定

○ 第一級強姦罪

強制的強要により他人と性交した場合（法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑）（同法第130.35条第1項第1号）

○ 第一級犯罪的性的行為罪

強制的強要により他人と口淫又は肛門性交した場合（法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑）（同法第130.50条第1項第1号）

(4) 相手方が「身体的に無能力である」、「精神的に無能力である」又は「精神的に能力が剝奪されている」ことを同意の欠如が生ずる事情とする性犯罪規定（注9）

ア 身体的に無能力であることを同意の欠如が生ずる事情とする性犯罪規定

○ 第一級強姦罪

身体的に無能力であるために同意能力を欠く他人と性交した場合（法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑）（同法第130.35条第1項第2号）

○ **第一級犯罪的性的行為罪**

身体的に無能力であるために同意能力を欠く他人と口淫又は肛門性交した場合（法定刑は、5年以上25年以下の拘禁刑）（同法第130.50条第1項第2号）

イ **精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されていることを同意の欠如が生ずる事由とする性犯罪規定**

○ **第二級強姦罪**

精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人と性交した場合（法定刑は、2年以上7年以下の拘禁刑）（同法第130.30条第1項第2号）

○ **第二級犯罪的性的行為罪**

精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人と口淫又は肛門性交した場合（法定刑は、2年以上7年以下の拘禁刑）（同法第130.45条第1項第2号）

（注6）「性的行為」とは、性交、口淫、肛門性交、加重性的接触又は性的接触をいうところ（同法第130.00条第10号）、

- 「口淫」とは、口と陰茎、口と肛門又は口と女性器外陰部若しくは膺との接触からなる、人間同士の行為（同条第2号(a)）
- 「肛門性交」とは、陰茎と肛門との接触からなる人間同士の行為（同条(b)）
- 「加重性的接触」とは、医学的目的がないのに、異物を子供の膺、尿道、陰茎、直腸又は肛門に挿入し、それにより当該子供に身体的傷害を与えること（同条第11号）
- 「性的接触」とは、いずれか一方の側の性的欲望を満足させる目的で、性器その他の人目につかない身体の部分に接触すること（直接又は着衣の上からかを問わず、行為者が相手方に接触することのみならず、相手方が行為者に接触することも含まれ、また、相手方が服を着ているかいないかにかかわらず、行為者が相手方の体の一部に精液をかけることも含む。）（同条第3号）

をいう。

（注7）「強制的強要」とは、

- 身体的有形力の行使
- 相手方若しくは第三者に対する差し迫った死若しくは身体的傷害に対する恐怖、又は、相手方若しくは第三者が直ちに拐取されるという恐怖にさらず明示又は黙示の脅迫により強制することとされている（同法第130.00条第8号）。

（注8）ニューヨーク州刑法では、「身体的に無能力である」場合、「精神的に無能力である」場合、又は「精神的に能力が剥奪されている」場合には、同意する能力がないとみなされ（同法第130.05条第3項(b)ないし(d)）、同意の欠如が生ずることとなること、

- 「身体的に無能力である」とは、意識を失っていること、又は、身体的に、行為に不同意であることを伝えられないことをいい（同法第130.00条第7号）、
- 「精神的に無能力である」とは、それがために自己の行為の特性を評価することができない精神病又は精神障害に罹患していることをいい（同条第5号）、
- 「精神的に能力が剥奪されている」とは、同意なくして投与された麻薬若しくは中毒性物質の影響により、又は、同意なくしてなされたその他の行為により、一時的に、自己の行動を評価又は制御することができなくなっていることをいう（同条第6号）とされている。

（注9）強制的接触の罪とは、故意に、かつ、正当な目的なく、

- 他人を墮落させ若しくは虐待する目的で、又は、自己の性的欲望を満たす目的で、他人の性器その他の人目につかない身体の部分に強制的に接触する場合

- 自己の性的欲望を満たす目的、及び、他人を墮落させ又は虐待する意図で、私的機関であると公的機関であることを問わず、ニューヨーク州法又はその政令に基づいて交通を担う機関、権限者又は会社が運行するバス、電車又は地下鉄の乗客を性的接触に服従させる場合をいい、強制的接触には、
 - 強く握る行為 (squeezing)
 - つかむ行為 (grabbing)
 - つまむ行為 (pinching)
- が含まれ、法定刑は1年以下の拘禁刑とされている (同法第130.52条)。

3 アメリカ・カリフォルニア州

(1) 暴行・脅迫などの手段を要件とする性犯罪規定

ア 「威力，暴行，強制，脅迫又は相手方若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いたこと」及び「相手方の意思に反したこと」等を要件とする類型

○ 強姦罪

- ・ 威力，暴行，強制（注10），脅迫（注11）又は相手方若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて，当該相手方の意思に反して性交した場合（法定刑は，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑）（強姦罪（同法第261条(a)(2)，同法第262条(a)(1)，同法第264条(a)）。
- ・ 威力又は暴行により相手方の意思に反して，自発的に他人と共同して，自ら又はその他人を幫助し教唆することによって，当該相手方と性交した場合（法定刑は，州刑務所において，5年，7年又は9年の拘禁刑）（同法第264.1条(a)）。

○ 肛門性交罪，口淫罪

- ・ 威力，暴行，強制，脅迫又は相手方若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて，当該相手方の意思に反して肛門性交（注12）又は口淫（注13）した場合（法定刑は，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑）（同法第286条(c)(2)(A)，同法第287条(c)(2)(A)）。
- ・ 上記の場合において，自発的に他人と共同して，自ら又はその他人を幫助し教唆することによって，肛門性交又は口淫を行った場合（法定刑は，州刑務所において，5年，7年又は9年の拘禁刑）（同法第286条(d)(1)，同法第287条(d)(1)）。

イ 「相手方又は第三者に対し，将来，報復する旨脅迫すること」及び「相手方の意思に反したこと」等を要件とする類型

○ 強姦罪，肛門性交罪，口淫罪

相手方又は第三者に対し，将来，報復する旨脅迫すること（注14）により，当該相手方の意思に反して性交，肛門性交又は口淫が行われた場合であって，かつ，行為者がかかる脅迫内容を実行する合理的可能性が存する場合（法定刑は，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑）（同法第261条(a)(6)，同法第262条(a)(4)，同法第264条(a)，同法第286条(c)(3)，同法第287条(c)(3)）。

○ 肛門性交罪，口淫罪

上記の場合において，自発的に他人と共同して，自ら又はその他人を幫助し教唆することによって，肛門性交又は口淫を行った場合（法定刑は，州刑務所において，5年，7年又は9年の拘禁刑）（同法第286条(d)(1)，同法第287条(d)(1)）。

ウ 「相手方又は第三者を拘禁，逮捕又は退去強制する公務員の権力を用いる旨脅迫し，かつ，当該相手方が，行為者が公務員であると合理的に信じたこと」，「相手方の意思に反したこと」を要件とする類型

○ 強姦罪，肛門性交罪，口淫罪

相手方若しくは第三者を拘禁，逮捕又は退去強制する公務員（注15）の権力

を用いる旨脅迫することにより、当該相手方の意思に反して性交，肛門性交又は口淫が行われた場合であって，かつ，当該相手方が，行為者が公務員であると合理的に信じた場合（法定刑は，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑）（同法第261条(a)(7)，同法第262条(a)(5)，同法第264条(a)，同法第286条(k)，同法第287条(k)）。

(2) 心神喪失・抗拒不能などの相手方の状態を要件とする性犯罪規定

ア 「相手方が精神障害，発達障害又は身体的障害のため，法的に同意する能力を欠いていること」を要件とする類型

○ 強姦罪，肛門性交罪，口淫罪

相手方（強姦罪については，行為者の配偶者を除く。）が精神障害，発達障害又は身体的障害のため，法的に同意する能力を欠いている場合であって，そのことにつき，行為者が知っている，又は，合理的に知っているべき場合に，当該相手方と性交，肛門性交又は口淫をした場合（法定刑は，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑）（同法第261条(a)(1)，同法第264条(a)，同法第286条(g)，同法第287条(g)）。

○ 口淫罪

上記の場合において，自発的に他人と共同して，自ら又はその他人を幫助し教唆することによって，口淫をした場合（法定刑は，州刑務所において，5年，7年又は9年の拘禁刑）（同条(d)(1)）。

イ 「相手方が，中毒性薬物，麻醉性薬物その他禁制薬物により，抵抗できなくされたこと」を要件とする類型

○ 強姦罪，肛門性交罪，口淫罪

相手方が，中毒性薬物，麻醉性薬物その他禁制薬物により，抵抗できなくされた場合であって，かつ，行為者がそのことを知っていた又は知っているべきであった場合に，当該相手方と性交，肛門性交又は口淫をした場合（法定刑は，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑）（同法第261条(a)(3)，同法第262条(a)(2)，同法第286条(i)，同法第287条(i)）。

ウ 「被害者が被害時に当該行為の性質につき無意識であること」を要件とする類型

○ 強姦罪，肛門性交罪，口淫罪

被害者が被害時に当該行為の性質につき無意識である場合（注16）において，そのことを行為者が知りながら，当該被害者と性交，肛門性交又は口淫をした場合（法定刑は，州刑務所において，3年，6年又は8年の拘禁刑）（同法第261条(a)(4)，同法第262条(a)(3)，同法第286条(f)，同法第287条(f)）。

(3) 「相手方が，行為者を，行為者以外の知人であると誤信して当該行為に同意したこと」を要件とする性犯罪規定

○ 強姦罪，肛門性交罪，口淫罪

相手方（強姦罪については，行為者の配偶者を除く。）が，当該行為を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して，当該行為に同意した場合で，その誤信が，行為者の術策，成りすまし又は秘匿によって惹起され，かつ，行為者

がその誤信を惹起する意図を有していた場合において、性交、肛門性交又は口淫をした場合（法定刑は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑）（同法第261条(a)(5)、同法第286条(j)、同法第287条(j)）。

(4) 相手方の同意がないことのみを要件とする性犯罪規定

カリフォルニア州刑事法では、上記のとおり、暴行・脅迫等の手段が用いられたことに加えて、相手方の意思に反したことを成立要件とする性犯罪規定が設けられているものの、相手方が性的行為に同意していないことのみを成立要件とする性犯罪規定は設けられていない。

なお、同法では、「同意」とは、自由意思に基づく、行為又は態度による積極的な協力を意味することとする、その場合、当該相手方は、自由にかつ任意に行動できることを要し、また、関連する行為ややり取りの特性について知識を有していることを要するとされている（同法第261.6条）。

(注10)「強制」とは、通常的感受性をもった合理的な人物に対し、そうされなければ行わないであろう行為を強要させるに足りる、又は、そうされなければ同意しないであろう行為に同意させるに足りる、威力、暴力、危険又は報復の直接的若しくは暗示的脅迫をいい、相手方の年齢及び行為者との関係を含む全ての事情が、「強制」の存在を判断する考慮要素となる（同法第261条(b)）。

(注11)「脅迫」とは、他者に対して傷害を与える意図を示すあらゆる脅し、宣告又は行為をいう（同条(c)）。

(注12)「肛門性交」とは、一方当事者の陰茎と他方当事者の肛門との接触により構成される性行為をいい、性的挿入がいかに軽微であっても、肛門性交に当たる（同法第286条(a)）。

(注13)「口淫」とは、一方の口と他方の性器又は肛門とが結合する行為をいう（同法第287条(a)）。

(注14)「報復する旨脅迫する」とは、拐取する、誣告して投獄する又は極度の痛み、重大な身体的障害若しくは死を与える旨脅迫することをいう（同法第261条(a)(6)）。

(注15)「公務員」とは、当該地位により、拘禁、逮捕又は退去強制する権力を有する政府機関に雇傭された者をいい、犯罪の成立に当たり、当該行為者が、真にかかる公務員であるか否かは問わない（同法第261条(a)(7)）。

(注16)「当該行為の性質につき無意識である」とは、当該相手方が次に掲げるいずれかの状況にあるために、抵抗ができないことをいう（同法第262条(a)(3)）。

- 意識を失っていた又は睡眠中であったこと。
- 当該行為が行われていることに気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかったこと。
- 行為者の欺罔により、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかったこと。
- 当該性交、肛門性交、口淫又は性的挿入には、職業的な目的がないのに、これがあるかのように装って、行為者がその旨虚偽の説明をしたために、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかったこと（行為が性交の場合は、相手方が行為者の配偶者ではない場合に限る。）。

4 イギリス（イングランド・ウェールズ）

(1) 相手方の同意がないことのみを要件とする性犯罪規定

イギリスの2003年性犯罪法（Sexual Offences Act 2003）（以下「イギリス性犯罪法」という。）では、性犯罪の要件として、暴行・脅迫等の手段の存在が要求されておらず、相手方の同意がないこと、及びそれについての行為者の主観的要件が規定され、

- Aが陰茎を他人Bの膣、肛門又は口に故意に挿入し、Bが挿入に同意しておらず、AはBが同意していると合理的に信じていなかった場合は、レイプ罪として、最高で終身刑に処する（同法第1条）

旨規定されている。

なお、同法では、「同意とは、人が同意することを選択し、かつ、その選択をする自由と能力があることをいう。」とされている（同法第74条）。

(2) 相手方の不同意に関する推定規定

ア 不同意に関する推定規定

イギリス性犯罪法では、

- 被告人が故意に自己の陰茎を相手方の膣、肛門又は口に挿入する行為
- 被告人が故意に自己の体の一部又はその他の物を相手方の膣又は肛門に性的挿入をする行為
- 被告人が故意に相手方に性的接触をする行為
- 被告人が故意に相手方に性的行為をさせる行為

について、一定の事情が存在する場合に、相手方の同意がなく、被告人も相手方の同意があると合理的に信じていなかったものと推定される旨の規定が設けられている（同法第75条ないし77条）。

同法の推定規定には、

- 証拠上の推定（同法第75条）
- 結論的推定（同法第76条）

があり、「証拠上の推定」は、

- 相手方が同意していたことを問題提起するだけの十分な証拠が提出された場合には、相手方が同意していなかったとする推定が覆り、
- 被告人が合理的に信じていたことを問題提起するだけの十分な証拠が提出された場合には、被告人が相手方の同意があると合理的に信じていなかったとする推定が覆される

とされ（同法第75条第1項）、反証を許す規定となっているが、「結論的推定」は、反証を許さない規定となっている。

イ 暴行・脅迫などの手段が用いられたことを相手方の不同意が推定される事情とする性犯罪規定

○ 証拠上の推定

イギリス性犯罪法では、証拠上の推定が働く事情として、

- ・ 関連行為（注17）が行われた時又はその直前に、相手方に暴力を用い又は同人をして同人に即時の暴力が用いられるだろうと畏怖させたこと（同法第

75条第2項(a))

- ・ 関連行為が行われた時又はその直前に、相手方をして、第三者に暴力が用いられていると畏怖させ又は即時の暴力が第三者に用いられるだろうと畏怖させたこと (同項(b))
- ・ 関連行為が行われた時に、相手方が不法に監禁され、かつ、被告人は不法に監禁されていなかったこと (同項(c))

が掲げられており、上記場合には、反証により覆され得るものの、相手方の不同意が推定されることとなる。

ウ 心神喪失・抗拒不能などの相手方の状態を相手方の不同意が推定される事情とする性犯罪規定

○ 証拠上の推定

イギリス性犯罪法では、証拠上の推定が働く事情として、

- ・ 関連行為が行われた時に、相手方が睡眠中又はその他意識がない状態であったこと (同法第75条第2項(d))。
- ・ 関連行為が行われた時に、相手方がその身体障害により、同意するか否かについて被告人と意思疎通を図ることができなかつたこと (同項(e))。
- ・ 関連行為が行われた時に、相手方の同意なく、その意識を麻痺させ又は征服することが可能な物質を同人に投与し又は摂取させたこと (同項(f))。

が掲げられており、上記場合には、反証により覆され得るものの、相手方の不同意が推定されることとなる。

エ 相手方を欺罔したこと等を相手方の不同意が推定される事情とする性犯罪規定

○ 結論的推定

イギリス性犯罪法では、結論的推定が働く事情として、

- ・ 被告人が、関連行為の性質又は目的について故意に相手方を騙したこと
- ・ 被告人が、相手方の知っている人物になりすまして関連行為に同意するように説得してその気にさせたこと

が掲げられており、上記場合には、相手方の不同意が推定されることとなる。

(3) 相手方が精神障害を有することを要件とする性犯罪規定

ア 相手方が精神障害が原因で拒絶できないことを要件とするもの

- 相手方が精神障害を有しており、その精神障害が原因で又はそれに関連する理由で性的接触を拒絶できない場合 (注18)において、行為者が、相手方に性的接触をし、行為者において、相手方が精神障害を有していること及びその精神障害が原因で若しくはそれに関連する理由で相手方がおそらく拒絶できないことを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得た場合

を要件とする規定が設けられており、法定刑については、

- 接触が、(a)相手方の膣又は肛門への行為者の身体の一部又は物の挿入、(b)相手方の口への行為者の陰茎の挿入、(c)行為者の膣又は肛門への相手方の身体の一部の挿入、又は(d)行為者の口への相手方の陰茎の挿入のいずれかを伴う場合は、正式起訴により最高で終身刑とされている (同法第30条)。

イ 精神障害者を誘引、脅迫又は欺罔したことを要件とするもの

- 相手方が精神障害を有している場合において、行為者が相手方を誘引、脅迫又は欺罔して同意を得て、故意に相手方に性的接触をし、行為者において、相手方が精神障害を有していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得た場合

を要件とする規定が設けられており、法定刑については、

- 接触が、(a)相手方の膣又は肛門への行為者の身体の一部又は物の挿入、(b)相手方の口への行為者の陰茎の挿入、(c)行為者の膣又は肛門への相手方の身体の一部の挿入、又は(d)行為者の口への相手方の陰茎の挿入のいずれかを伴う場合は、正式起訴により最高で終身刑とされている（同法第34条）。

(注17) 関連行為とは、

- レイプ罪においては、被告人が故意に自己の陰茎を他人（被害者）の膣、肛門又は口に挿入すること
- 挿入による暴行罪においては、被告人が、故意に自己の体の一部又はその他の物を他人（被害者）の膣又は肛門に挿入し、その挿入が性的であること
- 性的暴行罪においては、被告人が、故意に他人（被害者）に接触し、その接触が性的であることをいう（同法第77条）。

(注18) 「拒絶できない」とは、

- 当該接触の性質若しくは当該接触をすることによって生じる予見可能な結果についての十分な理解を欠いているか又はその他の理由により、接触に同意するか否かを選択する能力を欠いている場合、又は
- そのような選択について被告人と意思疎通できない場合をいう。

5 フランス

(1) 暴行・脅迫などの手段及び心神喪失・抗拒不能などの相手方の状態を要件とする性犯罪規定

フランス刑法では、

- 暴行，強制（身体的強制か精神的強制かを問わない。），脅迫又は不意打ちを伴って実行する性的侵害は全て，性的攻撃とする（同法第222-22条第1項）
- 暴行，脅迫又は不意打ちによって，第三者による性的侵害を被ることを強制する行為もまた，性的攻撃とする（同法第222-22-2条第1項）
- 暴行，強制，脅迫又は不意打ちによって実行される，他人の身体に対する性的挿入行為及び犯人の身体に性的挿入をさせる行為は，全て，性質のいかんを問わず，強姦とする（同法第222-23条第1項）

旨規定され、

- 強姦罪の法定刑は15年の拘禁刑とする（同条第2項）

旨定められている。

(2) 相手方の同意がないことのみを要件とする性犯罪規定

フランス刑法では、相手方が性的行為に同意していないことのみを成立要件とする性犯罪の規定は設けられていない。

(参考1) フランス刑法では、

- 武器の使用又は武器による脅迫を伴って実行したこと（同法第222-24条第7号，同法第222-28条第5号）
 - 年齢，疾病，身体障害，身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行したこと（同法第222-24条第3号，同法第222-29条）
 - 被害者に対し，その弁別能力又は行動制御能力を減退させ，犯罪の実行を気付かれないようにするための物質を服用させたとき（同法第222-24条第15号，同法第222-30条第8号）
- については，加重事由として定められている。

(参考2) フランス刑法では，未成年の被害者に対する強制・不意打ちについて，以下の規定を設けている。

- 犯罪が未成年者に対して実行された場合においては，被害者と犯人との間の年齢差，犯人が被害者に対して行使する法律上又は事実上の権限を考慮し，本条第1項に規定する精神的強制又は第222-22条第1項に規定する不意打ちの存在が認定され得る。この場合における事実上の権限は，未成年の被害者と犯人との有意な年齢差によって形成され得る（同法第222-22-1条第2項）。
- 犯罪が15歳未満の未成年者に対して実行された場合において，精神的強制又は不意打ちは，これらの行為に関して必要な弁別能力を有しない被害者の脆弱さにつけ込むことによって形成される（同条第3項）。

6 ドイツ

(1) 相手方の認識可能な意思に反することを要件とする性犯罪規定

ドイツ刑法では、

○ 相手方の認識可能な意思に反した場合

において、同人に対して性的行為を行い、若しくは、同人に性的行為を行わせ、又は、同人に第三者に対する若しくは第三者による性的行為を行い若しくは甘受するように決意させた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する旨規定されている（同法第177条第1項）。

(2) 相手方が反対意思を形成・表明することができない状況を利用したことなどを要件とする性犯罪規定

ドイツ刑法では、

○ 行為者が、相手方が反対意思を形成し又は表明することができない状況を利用した場合

○ 行為者が、相手方が身体的又は精神的な状態に基づき、意思の形成又は表明が著しく限定されている状況を利用した場合（ただし、行為者が相手方の同意を得た場合を除く。）

○ 行為者が、驚愕の瞬間を利用した場合

○ 行為者が、抵抗した場合には相手方に重大な害悪が生じる恐れがある状況を利用した場合

○ 行為者が、重大な害悪を加える旨の脅迫により、相手方に性的行為を行い又は甘受することを強いた場合

において、当該相手方に対して性的行為を行い、若しくは、同人に性的行為を行わせ、又は、同人に第三者に対する若しくは第三者による性的行為を行い若しくは甘受するように決意させた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する旨規定されている（同条第2項）。

(3) 暴行・脅迫などの手段を加重事由とする性犯罪規定

ア 暴行・脅迫を加重事由とする類型

ドイツ刑法では、上記(1)及び(2)の罪について、

○ 行為者が、

・ 相手方に対して暴行を用いた場合

・ 相手方に対して身体若しくは生命に対する現在の危険を伴う脅迫を行った場合

は、1年以上の自由刑を言い渡すものとする（同法第177条第5項）

旨規定されている。

もっとも、同法では、

○ 犯情の特に重い事案では、2年以上の自由刑に処する

旨規定されているところ、犯情の特に重い事案として、

○ 行為者が、相手方と性交をし、若しくは相手方に性交をさせ、又は、身体への挿入と結びつく場合は取り分けそうであるが、相手方を特に辱める性交類似行為を相手方に対して行い、若しくは、相手方に行わせたとき（強姦）

○ 行為が複数の者により共同して行われたとき
が掲げられていることから（同条第6項）、暴行・脅迫の有無にかかわらず、性的行為の内容が性交等の場合には、2年以上の自由刑に処されることとなる。

イ 凶器の携帯等を加重事由とする類型

ドイツ刑法では、

- 行為者が、
- ・ 凶器若しくはその他の危険な道具を携帯したとき
 - ・ 暴行若しくは暴行を加える旨の脅迫により、他の者の反抗を阻止若しくは克服する目的で、その他の道具若しくは手段を携帯したとき
 - ・ 相手方を重い健康障害の危険にさらしたとき
- は、3年以上の自由刑を言い渡すものとする（同条第7項）
旨規定されている。

ウ 凶器の使用等を加重事由とする類型

ドイツ刑法では、

- 行為者が
- ・ 行為の際に凶器若しくはその他の危険な道具を使用したとき
 - ・ 相手方を
 - (a) 行為の際に身体的に著しく虐待したとき
 - (b) 行為により死亡の危険にさらしたとき
- は、5年以上の自由刑を言い渡すものとする（同条第8項）
旨規定されている。

(4) 相手方の障害等を加重事由とする性犯罪規定

ドイツ刑法では、

- 意思形成又は意思表示の能力の欠如が相手方の病気又は障害に基づく場合は、1年以上の自由刑を言い渡す（同条第4項）
旨規定されているものの、上記のとおり、性的行為の内容が性交等の場合には、2年以上の自由刑に処されることとなる。

7 韓国

(1) 暴行・脅迫などの手段を要件とする性犯罪規定

○ 強姦罪

暴行又は脅迫により，人を強姦した場合（法定刑は，3年以上の有期懲役）（韓国刑法第297条）。

○ 類似強姦罪

暴行又は脅迫により，人に対し，口腔，肛門等の身体（性器は除く）の内部に性器を入れ，又は性器若しくは肛門に指等の身体（性器は除く）の一部若しくは道具を入れる行為をした場合（法定刑は，2年以上の有期懲役）（同法第297条の2）。

(2) 心神喪失・抗拒不能などの相手方の状態を要件とする性犯罪規定

○ 準強姦罪

人の心神喪失又は抗拒不能の状態を利用して，姦淫した場合（法定刑は，3年以上の有期懲役）（同法第299条）。

○ 準類似強姦罪

人の心神喪失又は抗拒不能の状態を利用して，人に対し，口腔，肛門等の身体（性器は除く）の内部に性器を入れ，又は性器若しくは肛門に指等の身体（性器は除く）の一部若しくは道具を入れる行為をした場合（法定刑は，2年以上の有期懲役）（同条）。

(3) 相手方の同意がないことのみを要件とする性犯罪規定

韓国刑法では，相手方が性的行為に同意していないことのみを成立要件とする性犯罪規定は設けられていない。

8 フィンランド

(1) 暴行・脅迫などの手段を要件とする性犯罪規定

○ レイプ罪

人に対し、暴力を行使し、又は暴力を行使する旨の脅迫をすることによって、人に性交（注19）を強要した場合（法定刑は、1年以上6年以下の拘禁刑）（フィンランド刑事法第20章第1条第1項）。

(2) 心神喪失・抗拒不能などの相手方の状態を要件とする性犯罪規定

○ レイプ罪

意識がない状態、疾病、障害、畏怖状態その他無力な状態のため、人が自己防衛又は意思の形成若しくは表明をすることができないことに乗じ、人と性交した場合（法定刑は、1年以上6年以下の拘禁刑）（同章第1条第2項）

(3) 相手方の同意がないことのみを要件とする性犯罪規定

フィンランド刑事法では、相手方が性的行為に同意していないことのみを成立要件とする性犯罪規定は設けられていない。

（注19）性交とは、性器によって行われ、又は性器若しくは肛門を対象とする、相手の身体への行為者の性器の挿入、又は行為者の身体に相手の性器を入れる性的挿入をいう（フィンランド刑事法第20章第10条第1項）。

9 スウェーデン

(1) 相手方の同意がないことのみを要件とする性犯罪規定

スウェーデン刑事法では、「自発的に参加していない者に対して、性交又は行為の重大性に鑑みて性交と同等とみなされる他の性的行為を行ったこと」がレイプ罪の要件とされ、法定刑は、2年以上6年以下の拘禁刑とされている（同法第1条）。

(2) 暴行・脅迫などの手段が用いられたことを、相手方が自発的に参加したものと判断してはならない事情とする規定

スウェーデン刑事法では、

- 暴行その他の暴力又は違法行為を行う旨の脅迫、第三者の犯罪行為を告訴又は告発する旨の脅迫、第三者についての不利な情報を明らかにする旨の脅迫を受けたため参加したこと

が、相手方が自発的に参加したものと判断してはならない事情として定められている（同条第1項第1号、同法第2条第1項）。

(3) 心神喪失・抗拒不能などの相手方の状態を、相手方が自発的に参加したものと判断してはならない事情とする規定

スウェーデン刑事法では、

- 行為者において、人が、意識がない状態、睡眠、著しい恐怖、アルコール又は薬物の影響、疾病、身体的傷害、精神的障害その他の状況に鑑みて、特に脆弱な状況に置かれていることを不当に利用したこと

が、相手方が自発的に参加したものと判断してはならない事情として定められている（同法第1条第1項第2号、同法第2条第1項）

(4) 相手方が自発的に参加していないことについて著しく不注意であったことを要件とする性犯罪規定

スウェーデン刑事法には、過失レイプ罪の規定が設けられており、「性交又は行為の重大性に鑑みて性交と同等とみなされる他の性的行為を行い、かつ、相手方が自発的に参加していないことについて著しく不注意であった場合」がその要件とされており、法定刑は、4年以下の拘禁刑と規定されている（同法第1a条第1項）。

なお、同法では、過失レイプ罪について、「状況に鑑みて、犯罪の重大性が低いと判断される場合には、その責任を問わない。」と規定されている（同条第2項）。

10 カナダ

(1) 同意のない性的な暴行を処罰する規定

カナダ刑事法では、性交又は性的挿入を要素とする犯罪類型は規定されておらず、同意のない性的な暴行を処罰する性的暴行罪（同法第271条）が規定されているところ、同意とは、問題となっている性的活動に従事することについての被害者の任意の承諾をいい、当該性的活動が起きた時に存在しなければならないとされている（同法第273.1条）。

なお、同法では、以下の場合に暴行に及んだものとする旨規定されている（同法第265条第1項、第2項）。

- 他人の同意なく、その他人に対し、直接又は間接に、故意に実力を行使したとき
- 目的達成能力を現に有して、又はそれを現に有すると合理的根拠をもって他人に信じさせて、行動又は挙動によって、その者に対して実力の行使を試み又は実力を行使すると脅迫したとき
- 凶器又はその模造品を公然と装着又は携帯して、他人に話しかけ若しくは立ちまわたり、又は物乞いしたとき

(2) 実力の行使等を被害者の同意がなかった事情とする規定

カナダ刑事法では、

- 被害者又は被害者以外の者への実力の行使
- 被害者又は被害者以外の者への実力を行使するとの脅迫又は行使されるという畏怖
- 欺罔
- 権威の行使

の事由のために被害者が服従したとき又は抵抗をしなかったときには、同意はなかったものとする旨規定されている（同法第265条第3項）。

(3) 被害者の状態を被害者の同意が得られていない事情とする規定

カナダ刑事法では、

- 被害者以外の者による言動によって承諾が表明されたとき
- 被害者が無意識であるとき
- 被害者が無意識である以外の理由により、被害者に、行為に同意する能力がないとき
- 被告人が、信頼、権力又は権威を有する地位を濫用して被害者を行為に従事するよう誘導したとき
- 被害者が、行為に従事することへの承諾が欠けることを言動で表明したとき
- 性的活動に従事することに同意した申立人が、その行為を続けることへの承諾が欠けることを言動で表明したとき

には、同意が得られていないものとする旨規定されている（同法第273.1条第2項）

なお、同条は、同意が存しない状況を例示列举したものと規定されている（同条第3項）。

(4) 同意誤信の抗弁の制限

カナダ刑事法では、以下の場合、被害者が訴追対象を構成する行為に同意していたと被告人が信じたことは、性的暴行罪の起訴において抗弁とならないとされている。

- 被告人の信じたことが以下に起因するものであるとき
 - ・ 被告人が自ら招いた自己の酩酊状態
 - ・ 被告人の無謀又は故意の無視
 - ・ 第265条第3項、第273.1条第2項又は第3項の定めるところの同意が得られないあらゆる事情
- 被告人が、行為時に認識していた情況に照らし、被害者が同意していたことを確かめるための合理的な手順を踏まなかったこと、又は
- 行為への被害者の任意の承諾が言動で積極的に表明された証拠がないとき

(5) 示凶器脅迫等の手段を加重事由とする規定

カナダ刑事法では、性的暴行罪の法定刑について、

- 正式起訴犯罪として10年以下の拘禁刑に処し、被害者が16歳未満であるときには1年以上14年以下の拘禁刑に処し
- 略式起訴犯罪として18月以下の拘禁刑に処し、被害者が16歳未満であるときには6月以上2年未満の拘禁刑に処す

旨規定されている。

その上で、同法では、性的暴行に及ぶ際に、

- 凶器又は凶器の模造品を携帯し、使用し又は使用すると脅迫した者
- 被害者以外の者に身体傷害を負わせると脅迫した者
- 被害者に身体傷害を生じさせた者
- 被害者の首を絞め、窒息させ又は緊縛した者
- 他人と共にその犯罪の当事者であった者

については、

- 犯行に制限火器若しくは禁制火器が用いられたとき又は犯行にあらゆる火器が用いられ、かつ、犯罪が犯罪組織の利益のために、犯罪組織の指示により若しくは犯罪組織との関わりの下実行されたときは、拘禁刑の上限を14年とし、拘禁刑の下限を
 - ・ 初犯の場合は5年
 - ・ 2回目以上の犯行の場合は7年
 - 犯行に火器が用いられたその他の場合においては、4年以上14年以下の拘禁刑
 - 被害者が16歳未満であるときには、終身刑又は5年以上の拘禁刑
 - その他の場合においては、14年以下の拘禁刑
- に処すとされている（同法第272条）。